

第33回京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

令和3年6月22日（火） 午前10時から午前11時30分まで

2 開催場所

京都市役所 分庁舎4階 第4会議室

3 出席者（敬称略）

委員10人，事務局8人

会長 宮川 恒
副会長 山本 芳華
委員 大谷 和美
" 川瀬 和栄
" 栗山 英治
" 後藤 直正（WEB参加）
" 高松 令子
" 堀部 勝也
" 山本 隆英
" 吉田 富美

保健福祉局医療衛生担当局長	安部 康則
医務担当局長，京都市保健所長	池田 雄史
医療衛生推進室長	志摩 裕丈
医療衛生センター長	南 秀明
" 医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長	篠崎 史義
"	野村 剛
"	大久保 沙織
"	宮村 健吾

4 次第

- (1) 開会
- (2) 京都市挨拶
- (3) 報告

ア 令和2年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について

イ 第2期京都市食の安全安心推進計画における取組の実施結果について

- (4) 閉会

5 会議録

- (1) 令和2年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について

資料1により事務局から説明を行い，以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

昨年度の特徴として，新型コロナウイルスの影響により路上弁当の販売業者が増えたとのことを受け重点的に監視を行ったとのことだが，結果としては概ね良好ということでよいのか。

●事務局

弁当販売やネット販売等の相談件数は非常に多かったと聞いているが、実際の路上販売件数としてはそこまで急増していなかったようだ。

○委員

自身で採取した野草やキノコ等による食中毒についてもニュース等で耳にするが、京都における発生状況はいかがか？また症状は重篤なものが多いのか。

●事務局

本市においても、これまで年1回程度、自然毒による食中毒の発生が認められている。症状については重篤なものもあるが、本市においては過去重篤な事例となったものはない。これらの事例についても、食中毒事件と断定されれば報告の対象となる。

○委員

HACCPに関して、報告内容について承知したが、新型コロナウイルスの影響もあり、現実問題として講習会の実施は思うように進められていない。また、動画やホームページ等についても、高齢者をはじめインターネットの使用に慣れていない人はそこまでたどり着けず、苦勞されている。国の担当者からも、HACCPに関する考えが浸透するのに5～10年は要するだろうとの見解を聞いており、京都市においては、今後とも丁寧な指導を継続してほしい。

●事務局

困難であることは理解している。本市においては、許可の継続手続きにおける立入調査を実施する際に、必ず助言や指導を行うこととしており、今後とも丁寧な指導を心掛けていきたいと考えている。

○委員

大学生向けリスクコミュニケーション事業に関しては、事業の様子を撮影した写真や資料等を用いて学生に対して講義を行い、当日参加者以外にも効果的な啓発を行うことができた。また、食品検査について、令和2年度からと畜解体した牛の放射能全頭検査を終了したため検査件数が減少したとの説明があったが、注釈にこれまでの放射能検査件数を追記した方が、誤解が生じにくいと思われる。

○委員

誤解がないように記載いただきたいと思う。また、検査の結果、違反が判明した事例について、基準値を超える残留農薬が検出されたことによる違反は理解できるが、防ばい剤を使用した表示がされている食品について、検出されなかったことによる表示違反として挙げられているが、輸送中に分解される等により検出限界以下となることは充分起こりうると思われる。これらについて、違反とされた経緯等を説明いただきたい。

●事務局

食品表示法上、防ばい剤を使用した場合は表示する義務があり、使用していない場合は表示してはいけないこととなっている。本事例については、表示に防ばい剤使用の記載があったにも関わらず、検査の結果検出されなかったことで、輸入者を所管する自治体に対し使用状況の確認を依頼したところ、実際はこれら防ばい剤が使用されていなかったことが判明したため、食品表示違反としたものである。

○委員

実際に防ばい剤を使用しており、輸送中に分解された等により検出されなかったのであれば、違反とはならないということか。

●事務局

そのとおりである。

○委員

食中毒の発生状況について、原因施設としてその他とされている施設の詳細を教えていた

だきたい。

●事務局

その他の施設については、トピックにも掲載した学校の調理実習における事例と、アニサキスを原因とする事例のうち、複数の店舗を利用していたため原因施設の特定ができず施設不明として報告した事例である。

○委員

食中毒発生状況の報告について、報告内容に記載する必要はないが、全国の発生状況等がわかる資料があれば京都市の状況と比較確認でき、議論が進めやすいと考えるので、検討いただきたい。

●事務局

全国的にも、令和2年度は本市と同様にアニサキス、ノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒が原因物質の上位を占めており、傾向としては全国と同様であると認識している。

○委員

リスクコミュニケーション事業で、市民しんぶんを活用した啓発について何か御意見等あるか？

○委員

新しい取組みだと印象に残っている。

(2) 第2期京都市食の安全安心推進計画における取組の実施結果について

資料2、参考資料1、2について事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

事務局からの説明及び今後の取組に関して、御意見等はないか。

○一同

意見なし。

(3) その他、食の安全安心に係る議題や質問等について

○委員

本日の議題とは別に、何かこの場で話し合いたいことや、本日の議事全体を通じて御質問等はないか。

○委員

いわゆる「そば」の食品表示について、質問したいことがある。「そば」は、重篤なアレルギーを引き起こす可能性が高い食品として、使用している場合必ず表示することが義務付けられているが、中華そばやソーキそば等、アレルギーとしての「そば」を含まない食品にも名称に「そば」の文字が使用されている。いわゆる「かつお節」について、関西地域では古くから鰹以外の魚も原料として混合されたものが「かつお節」として流通していたが、食品表示のルール上、適切でないとして、名称表記ができなくなったという事例がある。「そば」については、現在、原料原産国のほとんどが中国であるが、いわゆる「日本そば」以外の製品には「そば」の名称が使用できなくなる等、そうした制度の動きなどを把握されている情報があれば教えていただきたい。

●事務局

食品表示上、アレルギー表示の対象となっているのはいわゆる「日本そば」の原料となる「そば」のみであり、中華そば等は全く別の食品であるため、アレルギー表示の対象ではない。しかし、一般消費者が同じ「そば」の表記を混同し、誤解されている可能性があることは委員か

らの御意見をうけもつともだと思う。本件に係る今後の表示制度の動き等については、保健所として把握している事柄はないが、貴重な御意見として拝聴した。

○委員

表示の方法について、所管は厚生労働省となるのか？

●事務局

表示については消費者庁が所管となる。

○委員

実際に、そばアレルギーは重篤な症状を示される方が多い。「日本そば」以外には「そば」の文字が使用できない等、もっと消費者へわかりやすい表示のルールがなされないかと考えている。

○委員

「そば」の表示について様々な問題があることを、行政だけでなく消費者も共有し、問題提起していくことが必要と思われる。

●事務局

補足として、加工食品の原材料について、重量が最上位の原材料は、来年度から原料原産地の表示が義務付けられる。これらの義務化についても、消費者の食品選択の幅を広げるために変更されたものであり、消費者からの御意見等を踏まえ、段階的に制度が進められているものと考えている。

○委員

自主回収制度について、今後法に基づく制度となるとのことだが、手続方法等に何か変更はあるのか？

●事務局

法に規定されたことにより、届出方法が電子による方法も可能となった。なお、紙による届出についても、引き続き可能である。

○委員

公表方法についてもこれまでと変わらず、京都市のホームページでの公表と監視指導結果としての報告となるのか？

●事務局

京都市の事業者から届出があれば、これまでどおり本市ホームページで公表する。届出は本市を通じて国に報告し、国のホームページにも掲載されるため、本市ホームページから国ホームページへの案内も行っている。

(以上)